

通告４番目、１０番、田畑正昭議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

田畑正昭議員。

○田畑議員 議席番号１０番、田畑正昭です。議長の許可を得ましたので、通告に従い住宅耐震化促進事業とごみの減量化施策について、一問一答形式で質問させていただきます。

まず、住宅耐震化促進事業についてです。

全国的に大規模な地震が発生、頻発する中、令和６年度能登半島地震の家屋倒壊被害が示すとおり、市民の生命・財産を守る住宅の耐震化促進は、最優先で取り組むべき防災・減災対策であると考えます。

本定例会の冒頭、市長の行政報告においても、南海トラフ巨大地震等の震災に備え、市民の関心が高まる中で、１件でも多くの住宅耐震化を図るため、必要な補正予算を上程した旨の言及がなされたところでもあります。地震発生時における犠牲者を減らし、地震に強いまちづくりを推進するためには、何よりもまず倒壊しない家を力強く後押しする施策が不可欠であると考えます。

そこで質問いたします。岩出市住宅耐震化促進事業として、住宅に対する耐震診断や耐震改修に対する補助について、これまでの実績と事業促進のための取組についてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○岡崎事業部長 田畑議員ご質問の１番目、岩出市住宅耐震化促進事業についての１点目、耐震診断や耐震改修に対する補助実績と事業促進のための取組についてお答えいたします。

本市では、旧耐震基準住宅の耐震化を図ることで、地震発生時における住宅の倒壊等による災害の防止を目的として、平成１６年度から国・県の交付金を活用し、岩出市住宅耐震化促進事業を実施しています。これまでの実績については、令和７年度末時点で、耐震診断８６２件、耐震改修１６６件となっております。また、近年の状況につきましては、令和３年度から令和７年度までの直近５か年の実績として、耐震診断が、令和３年２８件、令和４年度３０件、令和５年度３４件、令和６年度７１件、令和７年度５０件、総合的实施による設計改修が、令和３年度１２件、令和４年度８件、令和５年度８件、令和６年度１１件、令和７年度３１件となり、耐震診断では令和６年度、設計改修では令和７年度が実績値のピークとなっております。また、令和８年度に

についても、4月の一次募集において、設計改修に対する申請が予定件数を超える状況となっております。令和6年1月の能登半島地震後、年数が経過し、徐々に申請件数が減少傾向にあります。市民の震災に対する関心は、以前に比べまだ高いと考えております。

次に、事業促進のための取組についてお答えいたします。

本市では、市広報、市ウェブサイトへの記事掲載のほか、旧耐震基準住宅の多い地域での戸別訪問や耐震診断済みで、耐震改修を行っていない方を対象としたダイレクトメールの送付、市政懇談会や防災イベントでの啓発など、広く事業周知に取り組み、市民の関心を高める取組を実施しています。

また、物価高騰への対策として、令和6年度の国の制度改正に合わせ、市においても補助額の上乗せを行い、実施者の負担軽減に取り組んでいます。

今後も国・県の動向に注視し、1件でも多くの住宅の耐震化が図れるよう、積極的な制度活用に努めるとともに、引き続き補助金の確保に取り組めます。

○玉田議長 再質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 ただいま答弁いただきました。実績を聞いて、住宅の耐震化に対する市民のニーズは年々高まっていると感じます。また、補助制度の周知、広報には、本市としてもしっかり取り組まれているとは思われますが、多額の費用がかかる耐震改修工事の直接の費用負担を抑えることも事業促進には有効ではないかと考えます。

現在の制度では、申請者が耐震工事事業者に工事費用を一旦全額支払った後、申請者が市へ申請して補助金を受け取ることであります。そうすると、例えば無料の耐震診断後に改修が必要と結果が出た場合でも、費用面で手持ちに余裕のない人にとっては、耐震改修工事をちゅうちょする方もいるのではないのでしょうか。

昨今の一部の新聞紙面では、本市在住の方が、平成23年、東日本大震災を契機に、耐震改修の必要性を感じながらも、家庭の経済的理由から、一時期は断念せざるを得ず、令和6年の能登半島地震の家屋が倒壊する映像を見てようやく決断に至ったという報道記事もあったと聞きます。

そこで、耐震改修にかかる費用の直接の負担額を減らす施策として、耐震改修の補助金を市から直接工事事業者に支払う補助金の代理受領制度の導入について、市の考えをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○岡崎事業部長 田畑議員の再質問、補助金の代理受領制度の導入についての市の考えは、についてお答えいたします。

補助金の代理受領制度については、通常申請者が工事業者に支払う工事費のうち、補助金分を市が委任を受けた工事業者に直接支払うことのできる制度です。申請者は、工事費として支払う費用が補助額を差し引いた額となるため、初期費用の負担を抑えることができます。

一方で、補助金の代理受領は、申請者と事業者の双方の合意を必要とし、事業者側の書類追加や支払時期のずれ、工事契約間のトラブル、補助金の返還が生じた場合など、事業者、申請者間のトラブルが懸念されています。県内の導入状況については、平成31年に、橋本市、新宮市、御坊市で開始以降、現在県内6市が実施している状況となります。

本市では、これまで本制度に対する要望があまりなかったことや、金銭等トラブルの発生リスクがゼロでないため、制度の導入を見送ってまいりました。しかし、近年の物価高騰の影響により、住宅耐震化への改修費用の負担も高まっており、申請者の直接の負担額を低減することで、事業促進につながる効果もあると考えられます。

このため、今後、代理受領制度への調査研究を進め、実施自治体の実施状況及び要綱の準備など、導入に向け前向きに検討してまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、田畑正昭議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

田畑正昭議員。

○田畑議員 次に、ごみ減量化施策について質問させていただきます。

現在、全国で家庭から出るごみのうち約40%を生ごみが占めており、その生ごみのうち重さの約80%は水分であると言われております。つまり、私たちはごみ袋の中に大量の水を入れて処分し、多額の税金を使い、それを燃やしているのが現状であります。

環境省のデータによれば、日本全国で、ごみ処理に使われる税金は、全体で年間約2兆円規模に上ると言われ、ごみを減らして焼却コストを下げることは、温室効果ガスの削減といった地球環境への貢献にとどまらず、浮いた分の税金をほかの市民生活に直結する予算へ充当できるという自治体の財政面における極めて大きなメ

リットを持っています。

また、本市では、現在、クリーンセンターの基幹的設備改良工事が着手されており、改修工事期間中における安定的かつ効率的なごみ処理のためにも、可燃ごみの減量化は重要課題であると考えます。

そこで、3点質問させていただきます。

1つ目に、本市での過去3年間の可燃ごみ年間総排出量の推移をお聞かせください。

2つ目に、そのうちの可燃ごみに含まれる生ごみの水分量の把握についてお聞かせください。

3つ目に、本市での過去3年間の可燃ごみの焼却処理に係る年間経費の推移をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○伊野部生活福祉部次長 田畑議員質問のごみ減量化施策についてお答えいたします。

まず、1点目の過去3年間の可燃ごみ年間総排出量の推移は、につきましては、令和5年度1万2,161トン、令和6年度1万1,817トン、令和7年度1万2,038トンでございます。

2点目の可燃ごみに含まれる生ごみの水分量の把握状況は、につきましては、ごみ質の分析を年4回実施しており、各年度の平均値で申しますと、令和5年度48.4%、令和6年度52.9%、令和7年度43.2%となっております。可燃ごみの約半分が水分となっている状況でございます。

3点目の過去3年間の可燃ごみの焼却処理に係る年間経費の推移は、につきましては、可燃ごみの焼却処理の全てを株式会社岩出環境サービスに委託しており、その委託料及び光熱水費が年間経費となりますので、令和5年度6億598万円、令和6年度5億7,074万9,941円、令和7年度5億8,635万8,570円となっております。

○玉田議長 再質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 ただいま、本市のごみ排出量や多額の焼却処理経費の現状について、丁寧なご答弁をいただきました。年間でこれほど莫大な公金が投じられており、しかも、その大半が生ごみの水を燃やすための費用であるという事実は、財政面からも真剣に向き合うべき課題であります。

本市においては、生ごみ減量化施策として、電動式生ごみ処理機や生ごみ処理容

器購入補助制度をいち早く実施されており、これまでも普及に向けた取組を進められてきたことは評価をしております。

そこで質問をいたします。本市における電動式生ごみ処理機や生ごみ処理容器購入補助の過去３年間に於ける申請件数の推移についてお聞かせください。

○玉田議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○伊野部生活福祉部次長　再質問にお答えいたします。

電動式生ごみ処理機や生ごみ処理容器の過去３年間の推移ということでございますけれども、電動式生ごみ処理機につきましては、令和５年度で７基、令和６年度で１２基、令和７年度で１６基となっております。

生ごみ処理容器のＡタイプですね、これは土に埋めるものでございますけれども、こちらは令和５年度が１０台、令和６年度１３台、令和７年度が１２台となっております。

続きまして、生ごみ処理容器Ｂといたしまして、発酵促進剤を使うものとなっておりますが、こちらが令和５年度で１５組、令和６年度９組、令和７年度７組となっております。

○玉田議長　再々質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員　ただいま電動式生ごみ処理機や生ごみ処理容器購入補助の申請状況について答弁をいただきました。制度が一定数活用されている一方で、まだ購入をためらっている世帯や、制度そのものを十分に認知していない市民の皆様も多くいらっしゃるのではないかと感じております。

現在、市役所１階の生活環境課の窓口横には、実際の機器を展示されるなど、工夫をされていますが、市民の皆様が、手続等の限られた時間の中で、その効果や魅力を十分に実感し、実際の購入行動までつなげるための動機づけとしては、もう一工夫できる余地があるのではないのでしょうか。

先ほどの住宅耐震化の質問でも申し上げましたが、補助制度というすばらしい仕組みがあるからこそ、その手前にある市民の心理に寄り添い、利用しやすくする入り口の工夫が大変重要であると考えます。

例えば、市が主催している環境意識の高い市民が集まる「クリーン缶トリートメント運動」をはじめ、市民運動会、文化祭、夏まつりといった多くの市民が集まるイベントの機会を活用し、特設ブースで処理機の実演や乾燥サンプルの提示を行ったり、事業者と連携した案内を行うことで、市民の生ごみの水分量を減らす運動へ

の参加ハードルを下げる取組を行う考えはないでしょうか。

和歌山県下の自治体では、橋本市の先行事例として、家庭から出る生ごみの減量化を市民へ実感してもらいやすくするため、人気の電気生ごみ処理機を1か月間、無償で貸し出す無償レンタル制度を導入されています。さらに、乾燥させた生ごみを窓口に持ち込むとポイントが付与される生ごみリサイクル推進ポイント事業など、市民が自発的かつ楽しみながらごみ減量に参加できる仕組みを構築されているようです。

本市においても、これまでの取組をさらに一歩進め、イベント等と連動した生きた啓発活動の展開や、他市のすばらしい事例も参考にしながら、市民の皆様が主体的に参加したくなるような仕組みの導入について、市の考えをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○伊野部生活福祉部次長 再々質問にお答えいたします。

市では、小学校4年生を対象に、環境出前講座を各小学校で開催しており、生ごみに対して、水切りを行うということがごみの減量化につながるということを伝えております。また、生ごみ処理容器等の補助制度については、広報紙や市ウェブサイトで周知を行っておりますが、今後実施する環境イベントにおいても、生ごみ処理機等の展示を行い、さらなる周知啓発に取り組んでいきたいと考えてございます。

さらに、電動式生ごみ処理機の購入補助に関しても、要件を緩和することを検討いたしまして、普及促進を図ることで、ごみの減量化、焼却コストの削減を推進していきたいと考えてございます。

○玉田議長 これで、田畑正昭議員の2番目の質問を終わります。

以上で、田畑正昭議員の一般質問を終わります。